

議 事 録

会 議 名	令和 7 年 第 2 回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和 7 年 2 月 2 5 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3 階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8 番 中村 基寛 委員：1 番 大久保泰明 2 番 金子イツ子 3 番 市川 幹雄 4 番 五島 修一 6 番 三澤 伸喜 7 番 相田 孝 計 7 名		
欠席委員	5 番 福岡 喜輝		
農業委員会事務局	事務局長：西島雄一 主幹：吉田慎也 主査：広田智之 主任主事：保永貴史		
傍聴人			
議 事	日程 第 1 農地法第 3 条の規定による許可申請書について 日程 第 2 非農地証明願について 日程 第 3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第 4 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 日程 第 5 農地造成工事施行承認願について 日程 第 6 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 日程 第 7 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について 日程 第 8 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について 日程 第 9 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について		
会議の概要	会 長：ただ今から、令和 7 年第 2 回定例総会を開会いたします。欠席委員は、5 番です。出席委員は 8 名中 7 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名人に、7 番と 8 番を指名いたします。 会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第 1、農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案番号 3 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：（議案番号 3 号を朗読） （説明）当案件は、位置図にありますとおり倉見地区の市街化調整区域内農地 1 筆です。譲受人は、トラクターや田植機等を所有しており、米、野菜、花きを作付しています。ご自宅から当該地までの通作距離は、徒歩で約 1 分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間 1 5 0 日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。 会 長：続いて、地区担当農業委員である 4 番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4 番：2 月 1 2 日に事務局と一緒に現地を確認しました。昨年の稲作の後の耕作もきちんとできていましたし、農業継続について問題ないと思います。 会 長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）		

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号３号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、議案番号４号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号４号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり倉見地区の市街化調整区域内農地１筆です。譲受人は、トラクターや田植機等を所有しており、米、野菜、花きを作付しています。ご自宅から当該地までの通作距離は、徒歩で約１分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間１５０日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員である４番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

４ 番：２月１２日に事務局と一緒に現地を確認しました。畝が何本か作っており作付けの準備もされておりました。農業継続について問題ないと思います。

会 長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号４号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、譲受人が同一人のため、議案番号５号から７号を併せて上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号５号から７号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり宮山地区の農用地区域内農地１筆です。譲受人は、軽トラック等を所有しており、アボカドなどを作付しています。当該地ではペカンナッツを作付け予定です。ご自宅から当該地までの通作距離は、車で約２０分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間１５０日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員である２番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

２ 番：議案５、６号はきれいに整地されており、すぐに作付けできる状態です。議案７号もすぐに作付けできる状況でした。

会 長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号５号から７号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号５号から７号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に、日程第２、非農地証明願について、議

案番号８号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号８号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり一之宮地区にある市街化区域内農地１筆です。本件市街化区域内の土地ですが、共有者が多数の土地であり、全員から委任を受けて農地転用届を提出することが困難な状況であるため、所有者全員の委任が必要な届出ではなく、所有者のうち一人からの申請で交付が可能である非農地証明の交付申請に至りました。申請地は、航空写真の状況から少なくとも平成８年から梶原原七士の墓であり、今後も文化財として現況を維持する予定とのことです。このような状況から非農地証明交付はやむを得ないとなりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員である私８番から、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：先日、現地を調査いたしました。場所は一之宮の県道から少し入った所にあり、石碑も建っておりましたので、非農地証明を交付するしかないと思います。

会 長：以上でございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号８号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号８号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に、日程第３、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号９号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号９号を朗読）

（説明）当該地は大曲地区にある農用地区域内の農地２筆で、現況は畑です。期間については５年間で、借り手は実績があり、トラクター、管理機、動力ポンプ、刈払い機、チェーンソーなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である私８番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：以前は田でしたが、畑になった農地です。譲受人が耕作することでよりきれいな状況になっていくと思います。

会 長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号９号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号９号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて、借り手が同一人のため、議案番号１０号から１９号を併せて上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号１０号から１９号を朗読）

（説明）当該地は一之宮地区にある農用地区域内の農地１７筆と調整区域内農地３筆の合計２０筆です。期間については１０年間で、借り手は近隣で本件と同

様の農福連携によるベビーリーフの栽培実績があり、ビニールハウス、自動灌水システム、砂栽培システムを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である私 8 番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：かなり広大な土地ですが、この中に荒廃地なども含まれており、整理された状況だと思います。

会 長：以上でございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

7 番：本当に大丈夫か？と近隣住民からの話が出てきている。特に安全配慮には今後も注視が必要だと思います。

2 番：一度に多くの土地を借りて耕作するので、現場の管理の徹底をお願いしたいです。

会 長：日建リースの会社はしっかりしていると思われますし、よりよい形で共存していけるよう皆さんで協力していきましょう。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 10 号から 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号 10 号から 19 号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて、借り手が同一人のため、議案番号 20 号、21 号を併せて上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号 20 号、21 号を朗読）

（説明）当該地は田端地区にある調整区域内の農地 2 筆で、現況は畑です。期間については 3 年間で、借り手は新規就農ですが、軽トラック、刈払い機、トラクター、1 輪管理機などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である 7 番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：先日現地を見てきましたが、現地は耕うんしてあり準備がされておりました。一生懸命やる方なので大丈夫だと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 20 号、21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号 20 号、21 号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて、議案番号 22 号上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号 22 号を朗読）

（説明）当該地は岡田地区にある農用地区域内の農地 1 筆で、現況は田です。期間については 5 年間で、借り手は実績があり、トラクター、コンバインなどを保有しております。

会 長：地区担当農業委員である 6 番は、今回ご自身の農地造成の議案があるため、岡田地区の現地調査は私 8 番が代わりに実施しましたので、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長： 場所は東中の近隣の田です。しっかりと管理されており、問題ないと思います。

会 長：以上でございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号２２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号２２号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて、議案番号２３号上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号２３号を朗読）

（説明）当該地は小谷地区にある調整区域内の農地２筆で、現況は畑です。期間については３年間で、借り手は実績があり、トラクター、トラクター用ロータリー、トラクター用マルチャー、ハンマーナイフ、野菜乾燥機などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である１番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

１ 番：２月１３日事務局と一緒に現地調査をしました。先日利用権設定された土地と練たんしている土地です。管理はしっかりやられているので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号２３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号２３号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて、借り手が同一人のため、議案番号２４号から２６号を合わせて上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号２４号から２６号を朗読）

（説明）当該地は大蔵地区にある調整区域内の農地１筆と岡田地区にある農用地区域内２筆と調整区域内１筆で、現況はいずれも畑です。借り手は実績があり、トラクター、マルチャー、ハンマーナイフ、管理機、ビニールハウスなどを保有しております。

会 長：大蔵地区の筆が含まれておりますが、借り手が同一人につき一括して私８番が現地調査を行いましたので、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：２月１２日、現地調査をしました。すでに耕作されている土地についてもしっかり耕作されておりましたので、大丈夫だと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号２４号から２６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号２４号から２６号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。次に、日程第４、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、議案番号２７号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号２７号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、別案件の現地確認と併せて、２番と事務局で６筆の特例農地の利用状況確認を行いました。所有者立ち会いのもと、しっかり耕作されており、管理されていることを確認しました。

会 長：続いて、２番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

２ 番： ２月１２日、事務局と現地調査をしました。屋敷内のハウス、レンゴウの裏のハウス、田をそれぞれ確認し適正に管理されていたので大丈夫だと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問がなし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番２７号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号２７号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。次に、日程第５、農地造成工事承認願について、議案番号２８号を上程いたします。本案件について、６番が関係人となっていますので、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席いただきます。

(６番 退席 退出)

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号２８号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり岡田地域内にある農用地区域内農地１筆で、現況は田です。盛土高は田面から９５ｃｍとし、畑として利用する計画です。東の水路側、西の道路側に土留めを作って土が出ないようにします。また、北側と南側の隣地境界は５０ｃｍ離れた４５度以下の法面にし、土の流出を防ぎます。畑に転換後は、路地野菜を作付けする予定です。

会 長：続いて、私８番から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：きれいに管理された田んぼでした。これから盛土をすることですが、造成主も実績がある方なので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号２８号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号２８号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。それでは、審議が終わりましたので６番は入室してください。

(６番 入室 着席)

続いて、議案番号２９号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号２９号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり岡田地域内にある農用地区域内農地１筆で、現況は田です。盛土高は田面から９５ｃｍとし、畑として利用する計画です。東の水路側、西の道路側に土留めを作って土が出ないようにします。また、北側と南側の隣地境界は水平にします。畑に転換後は、野菜を作付けする予定です。

会 長：続いて、私８番から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：しっかりと管理されており、実績もある方なので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号２９号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号２９号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。次に、日程第６、農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告番号９号の１件、日程第７、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告番号１０号から１３号の４件、日程第８、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告番号１４号から１９号の６件を、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局：農地法第３条の３第１項の規定による届出については、議案書のとおり１件、農地法第４条第１項第７号の規定による届出については、議案書のとおり４件、農地法第５条第１項第６号の規定による届出については、議案書のとおり６件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。次に、日程第９、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局：（説明）

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）は原案のとおりとすることに決定いたします。

最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。

（特になし）

会 長：では、以上をもって、令和７年第２回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。

資 料	1. 令和7第2回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 中村 基寛 議事録署名人 相田 孝

本議事録は、令和7年3月25日、承認・署名を得て確定しました。